

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条ただし書中「及び第二十四条第四項」を「、第二十四条第四項及び第二十六条」に改める。

附則第二十四条第一項中「附則第二十六条第一項」を「附則第二十六条第二項及び第二十七条第一項」に改め、「次項」の下に「及び附則第二十六条第三項」を加え、同条第二項中「附則第二十六条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則第三十四条を附則第三十五条とし、附則第二十六条から第三十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二十五条の次に次の一条を加える。

（就労目的の外国人の受入れに関する施策に關し基本となる事項を定める法律の制定等）

第二十六条 就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表の外交及び公用の在留資格を除く。）をもつて本邦に在留することとなる外国人（以下この項において「就労目的の外国人」という。）の受入れ

については、次に掲げる方針に基づき戦略的に行われることとなるよう、この法律の公布後速やかに、当該受入れに関する施策に関し、基本理念、国の責務、政府による基本戦略の策定その他の基本となる事項を定める法律を制定するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

一 我が国経済の成長に資する観点から、専門的又は技術的な分野において、高度の専門的な能力を有する人材としての活動、熟練した技能を要する業務に従事する活動等を行うこととなる就労目的の外国人の受入れについては、更に積極的な推進が図られること。

二 前号の者以外の就労目的の外国人の受入れについては、その安易な受入れにより我が国における賃金水準の向上を阻害する等の弊害が生じることとならないよう、より限定して行われるものとすること。

2 前項第二号に掲げる方針の趣旨を踏まえ、育成就労制度については、同項の基本戦略が策定された後五年以内に、我が国以外においては修得することが困難な技能を修得する意欲を有する外国人に限り受入れが行われることとなるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 第一項第二号の賃金水準の向上の阻害を防止する観点から、育成就労外国人が適正な水準の報酬を受けることとなるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。